

## 廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない。

区分	A 木・竹くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。		受入施設 受入数量
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		
木製家具類	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サトボード、食器棚、椅子、本立、ベット(木枠のみ)	臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	金属、ガラス、鏡を取り除くこと (釘、取手程度は除去不要)	工場2トン
看板		臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	木製であること 金属がついていないこと	工場2トン
木製建具		臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラスを除去すること	工場2トン
生木・剪定樹木(針葉樹、亜熱帯植物、毒性のある樹木を除く)	アオキ、ウメ、オリーブ、カエデ、カン、キンモクセイ、クス、クワ、ネモト、ケヤキ、コブシ、山茶花、ツゲ、ハゼなど	(生木で直径15cm以下のもの) 2m以下	プラスチック、ビニール、紐等の異物を除去すること	東部緑のリサイクルセンター2トン
		(生木で直径15cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	埋立場4トン
		(枯れ木で直径25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	原則として民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	工場2トン
		(枯れ木で直径25cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	埋立場4トン
針葉樹、亜熱帯植物、毒性のある樹木	シュロ・ソテツ・カツカイブキ・キョウチクトウ	(直径25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	原則として民間の木くず再資源化施設を利用すること(キョウチクトウを除く)	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間の木くず再資源化施設を利用すること(キョウチクトウを除く)	埋立場4トン
竹・わら・つる		臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること	工場2トン
草	草・生花	臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること	工場2トン
根株		1m以下×直径1m以下	原則として民間の木くず再資源化施設を利用すること。埋立場に搬入する場合は、根株に付属する幹部の最大の長さは20cm以内とし、極力根株のみとする。	埋立場4トン
廃木材	角材、板材、パレット、家屋解体くず、型枠材、コンパネ、枕木、木杭、丸太、木製電柱、ウッドデッキ、すのこ	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	原則として民間の木くず再資源化施設を利用すること。工場搬入時は、土砂、金具等を除去すること	工場2トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの及び不燃性のもの) 2m以下	可燃性のものは原則として民間の木くず再資源化施設を利用すること。埋立場搬入時は、土砂、金具等を除去すること	埋立場4トン
その他	ポット、ヨット、浴槽、すだれ、木粉、木製おもちゃ、木製ギター	臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	金具を取り外すこと	工場1トン

区分	B 紙くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 原則、禁忌品で(古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量	
古紙類	感熱紙, 感圧紙, 油紙, 汚れた紙などでリサイクルできないもの	<p>原則、禁忌品(紙質が古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる。</p> <p>※工場では搬入者の了解を得たうえで、搬入された紙類のうちリサイクル可能なものは資源物として処理することがある。</p>		家庭から出る古紙については、区役所等の資源回収ボックスや、地域回収拠点、地域集団回収を利用 事業所から出る古紙については、民間の古紙回収業者を利用	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)
壁紙類	壁紙	<p><b>臨海工場, 西部工場</b> 2m以下×直径25cm以下</p> <p><b>東部工場</b> 1m以下×直径25cm以下</p>	ビニル壁紙を除く ビニル壁紙は「E廃プラスチック類」の「ネット・シート状のもの、ロール状のもの」を参照	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)	

区分	C 繊維くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
カーペット (じゅうたん)	ホットカーペット(コードは除く)、じゅうたん、籐のカーペット	<p><b>臨海工場, 西部工場</b> 広げた大きさが2m以下×2m以下</p> <p><b>東部工場</b> 1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと</p>	ホットカーペットについてはコードを除去すること コードの搬入は、区分H参照のこと	工場2トン
布・繊維くず	カーテン, モップ, 布製かばん	<p><b>臨海工場, 西部工場</b> 2m以下</p> <p><b>東部工場</b> 1m以下</p>	飛散しやすい形状の場合は、プラスチック、紙等の可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
布団・毛布			電気毛布についてはコードを除去すること。コードの搬入は、区分H参照	工場1トン
畳		1m以下×1m以下	半畳以下の大きさに切断すること	工場50畳 (切断した状態で100枚)
本革	ベルト・本革靴		合成皮革のものを除く 合成皮革は区分E参照	工場1トン
マットレス・ソファー・ベット類 (スプリングのないもの)		<p><b>臨海工場, 西部工場</b> 2m以下×1m以下×0.7m以下</p> <p><b>東部工場</b> 1m以下×1m以下×0.7m以下</p>		工場2トン
マットレス・ソファー・ベット類 (スプリングの有るもの)		2m以下	パッカー車で搬入禁止 分割されたものは、形状から明らかに一体物と判断できた場合のみ、1組(1枚・1個)とみなす	資源化センター マットレス2枚 ソファー5個
防火シート, 耐火シート, 防災シート		2m以下×2m以下	ロール状にし、結束すること	埋立場1トン

区分	D厨芥・動植物性残さ類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉・野菜・菓子・ ラーメン・果実・ おから・骨・卵・ 卵の殻・缶詰及 び瓶詰めの中 身、アイスク リーム		プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)。食 料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、プラスチック、紙 等の可燃性容器詰めすること(1 個あたり50kg以下)。 食料品、医薬品、香料製造業から 生じるものは搬入禁止	工場0.3トン
種・苗			土砂等を除去すること。 プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
ペットフード			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと。 食料品、医薬品、香料製造業から 生じるものは搬入禁止	工場2トン
液状・ペースト 状食品類	ソース・醤油・ ジュース・マーガリ ン・ヨーグルト・パ ター・ケチャップ・マヨ ネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内部 がアルミコーティングされているもの)	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
		(上記以外。)	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖・小麦粉		プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
配合飼料			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
食用油			事業者による搬入は不可ウエス、 紙類に含ませたもの(液状のまま のものは搬入禁止)	工場0.3トン

区分	E 廃プラスチック類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
ネット・シート状のもの、ロール状のもの	漁網・人工芝・ビニールシート・ビニール壁紙	臨海工場、西部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 2m以下×直径25cm以下 東部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 1m以下×直径25cm以下	ワイヤー付は搬入禁止 東部工場へ搬入する際は、1m以下×1m以下に折りたたむたみ(ロール持ち込みの場合を除く)、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと	工場0.3トン
家具・建具	衣装ケース(衣装箱) ウオーターベット	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ウオーターベットは水を除去する	工場0.3トン
看板・ブライント		臨海工場、西部工場 2m以下×1.5m以下 東部工場 1m以下×1m以下		工場0.3トン
電線被覆類		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	被覆のみ	工場0.3トン
大型ホース類	高圧ホース	(鋼線の無いもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具は除去すること	工場0.3トン
		(鋼線の有るもの) 2m以下×直径25cm以下		埋立場4トン
塩ビパイプ等		臨海工場、西部工場 2m以下×直径15cm以下 東部工場 1m以下×直径15cm以下		工場0.3トン
記憶媒体	フィルム・ビデオテープ・カセットテープ・レコード・レーザーディスク・FD・CD・MO・MD・DVD			工場0.3トン
板状のもの	サイディング(断熱性壁材)・アクリルポード	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	可燃性のも	工場0.3トン
クーリングタワー		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.25m以下	可燃性のも(樹脂製) 金属類は分離し、資源化センターへ搬入する。	工場0.3トン
車のバンパー(プラスチック製のもの)		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具を除去すること	工場0.1トン(10個)
車のバンパー(FRP製のもの)		2m以下	金具を除去すること	埋立場0.1トン(10個)
トナーカートリッジ(インパクトを含む)			メーカー、販売店回収(リサイクル)を原則とする。リサイクルできないものは工場を受入	工場10個

区分	E 廃プラスチック類(2/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
使い捨てライター			中身を使い切る。もしくはガスを抜くこと。職員へ手渡すこと	工場20本
雑貨類	装飾品・食器・壺・本立・ポリバケツ・ヘルメット・ゴム靴・スキー靴、合成皮革製品	臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下		工場 0.3トン
ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製品	スキー板, サーフィンボード, スノーボード, タンク, クーリングタワー-用部材, 釣り竿, パラホラアンテナ	2m以下×1m以下	パラホラアンテナについてはコード類を除去し, 2m以下に切断すること	埋立場1トン
ボード類(グラスファイバー, FRP製)		リサイクルを原則とする (社)日本マリン事業協会 TEL03-5542-1202 FAX03-5542-1206 ホームページ: <a href="http://www.marine-jbia.or.jp/">http://www.marine-jbia.or.jp/</a>	リサイクルできないもののみ受入 2m以下×1m以下	埋立場1トン
その他プラスチック類	波状板, オイルフェンス, 発泡スチロール, ボート, 釣り竿, ハレット, すだれ	臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの ガラス繊維入りのものは, 廃棄物の種類「ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製品」を参照	工場 0.3トン

区分	F 金属くず類 (1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は, 表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ, 塗料用スプレー缶	ガス抜きキャップがないものは, 噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切る。 中身が残っているボンベの処分方法に関する問合せ先 (社)日本ガス石油危機工業会 TEL 0120-14-9996	ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること。	資源化センター 100 <sup>キ</sup> 。
シャッター, プラント類		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
ステンレス流し台		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100 <sup>キ</sup> 。
暖房器具(オイルヒーターを除く)	ストーブ, ファンヒーター	家庭用のもの	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ること コート類は除去し, 2m以下に切断すること	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー, ランニングマシン, サイクリングマシン, ぶら下がり健康器具, 電動マッサージ器, あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板パネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること  電池を取り除くこと。電池の搬入は, 区分Nを参照	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	F 金属くず類 (2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 100 <sup>キ</sup> 。
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	事業者による搬入は不可 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場2個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること。	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	事業者による搬入は不可	埋立場2個
湯沸器・調理器	ポット・卓上コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
	ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・IHクッキングヒーター・瞬間湯沸器・風呂釜・オーブンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。	資源化センター 2個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車、ペーパークー		事業者による搬入は不可 バックカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
リヤカー	台車		事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			事業者による搬入は不可 バックカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後の金属容器	食品用、液体食品用、化粧品用、洗剤用、塗料用、ヘル缶、油脂類用	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの。有機物の付着がないもの。	必ず蓋を開放すること。	資源化センター 100 <sup>キ</sup> 。
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの。	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること。	埋立場 100 <sup>キ</sup> 。
車のバンパー(金属製)		2m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
生活雑貨類	装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下(ただし、事業者は概ね0.05m <sup>3</sup> 未満)	ガラス等は除去すること	資源化センター 100 <sup>キ</sup> 。
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100 <sup>キ</sup> 。

区分	F 金属くず類 (3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ, コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの。	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること	埋立場 2個
ワイヤー状, コート状, チェーン状, フェンス状, 網状のもの	バンド, 帯鉄, ワイヤ, 番線, 針金, フェンス, 束線, スプリング, 針金ハンガー, チェーン, タイヤチェーン, ワイヤ入り提灯, 金属製の網	2m以下	事業者による搬入は不可 巻いた状態のものは搬入禁止  2m以下の長さに切断すること	埋立場100* <sub>0</sub>
ボイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの。	事業者による搬入は不可 灯油, ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場 2個
ドラム缶			事業者による搬入は不可 天板を取り除くこと	埋立場 2個
支柱・パイプ類	アンテナ, 車庫支柱, ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては, 搬入禁止	資源化センター 100* <sub>0</sub>
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては, 搬入禁止	埋立場 100* <sub>0</sub>
釣り用おもり(鉛製)			一般家庭(釣り)用のみ受入 事業者による搬入は不可	埋立場 10* <sub>0</sub>
オイルヒーター		1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ったもの 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コート類は除去し, 2m以下に切断すること	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁, 工具の刃		厚手の紙等に包み職員に手渡しすること	資源化センター 10個
その他の金属類	家庭用印刷機, ミシン, プリキ, バネ, タイプライター, パラホラ, アンテナ, 磁石, スケートボード, パチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100* <sub>0</sub>
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100* <sub>0</sub>

区分	G 金属及び木質系複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。また、「事業者による搬入は不可」としている廃棄物について、木くず部分を分離した場合は「A木・竹くず類」にて当該部分のみ受入可。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
看板		(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの)2m以下×1m×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
楽器類	オルガン, ドラム, 電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリング, ワイヤを含まないもの)1.5m以下×1m以下		資源化センター 2トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
家具類	卓球台	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 5個
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	H 金属及びプラスチック複合物(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		受入施設 受入数量
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		
トランス(PCB入りを除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	事業者による搬入は不可	埋立場1トン
電化製品	掃除機、卓上冷温水器、除湿器、冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンジプレス、扇風機、AED、家庭用ゲーム機、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること。 冷温水器、除湿器、冷風機等でコンプレッサーがある機器は、フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること(コンプレッサーの除去は事業系廃棄物のみ)。 モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、 <u>厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、事業者による搬入は不可</u>	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コート類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コート類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 0.3トン
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること。(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、 <u>事業者による搬入は不可</u>	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること。(詳細は別表第4参照)	埋立場2台
音響、映像機器	ラジオ、ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー	1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照) 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含むものは事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-

区分	H 金属及び プラスチック複合物(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		受入施設 受入数量
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		
小型電子機器	マウス・キーボード・ ドライヤー、ガス漏 れ感知器、家庭 用ゲーム機	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機 器は、原則として区役所等に設置 している使用済み小型家電回収 ボックスを利用すること  資源化センターへ搬入する場合 は、コード類を除去し2m以下に切 断すること、また、充電式電池は 除去すること。 充電式電池は搬入禁止(詳細は 別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」 参照)	資源化センタ ー 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装 品		金属製及び金属と分離できないもの。	金属部分が大半の場合、事業者 による搬入は不可	資源化センタ ー 0.3トン
家具類	パーテーション	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング を含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	金属部分が大半の場合、 事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること。	資源化センタ ー 2個
	アコーディオンカーテン	(上記以外のもの)2m以下	金属部分が大半の場合、事業者 による搬入は不可 ガラス等は除去すること。	埋立場2個
電線(ケーブ ル)・コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センタ ー 又は 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体から LEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として 搬入すること	埋立場15 <sup>キロ</sup> (50個)
楽器類	エレキ ギター、キーボ ード、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイ ヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断 すること 金属部分が大半の場合、 事業者による搬入は不可	資源化セン ター 2トン
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可コード類 は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB 入りを除く)		一辺の最大長さ50cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、 メーカーからのPCBを含有してい ないことの証明書等を添付するこ と	埋立場1トン
業務用ゲーム 機	スロットマシー ン	1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化セン ター 2台

区分	J 金属及びガラス複合物			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽(ホーロー・ステンレス製浴槽)		不燃性のもの 2m <sup>3</sup> 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製)は「Nその他」参照	ステンレス製などの金属製のものは、事業者による搬入は不可	埋立場1トン
一般家庭用温水器(電気・ガス・灯油・太陽熱)	圧力容器と断熱材等で構成されているもの。温水器、ボイラー、貯湯槽及び集熱パネル(ソーラーパネル)等で構成されているもの。	2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収済みのもの。 コード類は除去し、2m以下に切断すること。	埋立場2台
太陽光発電パネル			事業者による搬入はガラス部分のみ、金属部分は搬入不可	埋立場1トン

区分	K ガラス及び陶磁器くず類			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
瓶容器		洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの。 有機物の付着がないもの。	リターナブル瓶は搬入禁止	埋立場2トン
雑貨類	壺、皿、コップ、置物、鏡			埋立場4トン
洗面台	陶器製・ホーロー製洗面台(洗面器を含む)	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製部を除去すること	埋立場4トン
窓ガラス 開き戸用ガラス			枠からの取り外し不可能なものは外枠(取付枠)も含む。	埋立場2トン
家具・建具 陳列ケース	鏡台の鏡部分	2m以下×1m以下×0.7m以下		埋立場2トン
碇子(がいし)		1辺の最大長さ50cm以下		埋立場2トン
蛍光灯			事業者による搬入は不可 家庭から出る蛍光灯は、可能な限り区役所等の資源回収ボックスや、家電量販店での回収を利用	埋立場3 <sup>※</sup> (10個)
白熱電球、ハロゲンランプ				埋立場15 <sup>※</sup> (50個)
ブラウン管類			パソコンのモニター、テレビは搬入禁止	埋立場1台
車の窓ガラス		2m以下×1m以下	ガラス単体のみ受け入れる	埋立場0.5トン

区分	L 建設廃材	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、岩石レンガ、ALCモルタル、セメント・石灰・漆喰	固形のもの	40cm以下×直径(厚み)25cm以下	埋立場10トン
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる。	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン・ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	不燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場0.1トン
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)・ケイ酸カルシウム板・木毛セメント・スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入トン数は全体で0.5tまでとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場0.5トン
金属製サイディング		ハネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100キロ
		(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場 100キロ
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの	埋立場 10トン
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 10トン
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場2トン
コーキング材(シーリング材)			固まったもの 液状・ペースト状等は搬入禁止	埋立場 50キロ
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入トン数は全体で0.5tまでとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場 0.5トン
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のもの 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場0.3トン
	グラスウール ロックウール	不燃性のもの 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む。 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること。 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること	埋立場 50 <sup>キロ</sup>
コンクリート電柱 ヒューム管		2m以下×直径50cm以下		埋立場 10トン
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 0.5トン

区分	M 罹災ごみ	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
可燃物	<p>臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p>	<p>火災の場合は完全に消火されていること 西部工場には2トン未満, 臨海, 東部工場には4トン未満の車両で搬入すること 不燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 不燃物と可燃物の分離が困難と市が認めるものは, 埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は, 搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 また, 混載で埋立場へ搬入する際は, 別途同課発行の「搬入カード」が必要。 なお, 減免の場合, 自己搬入の事前申し込みは不要</p>		工場
不燃物	「L建設廃材」等に準じる	<p>火災の場合は完全に消火されていること 可燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 混載がやむを得ないと市が認めるものは, 埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は, 搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。また, 混載で資源化センターと埋立場へ搬入する際には, それぞれ1枚ずつ各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 なお, 減免の場合, 自己搬入の事前申し込みは不要</p>		埋立場 資源化センター

区分	N その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの		工場0.3トン
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、 火災等の危険性がないよう処理 すること 容器は開放しておくこと	資源化センター 100*。
		上記以外のもの(ガラス容器など)	容器は開放しておくこと	埋立場2トン
洗剤	粉末・液体・固 形	容器が可燃性のもの		工場0.3トン
ワックス・着火 剤	液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませるこ と	工場0.3トン
保冷剤(ゲル 状)		容器が可燃性のもの		工場0.3トン
動物の糞		臭気を発しないようにすること	畜産農業から排出される <u>獣畜、鶏 等の糞は搬入</u>  乾燥させ、プラスチック、紙等の50kg 以下の可燃性容器詰めすること	工場0.3トン
肥料・堆肥(コ ンポスト)		臭気を発しないようにすること	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
ペットのトイレ 砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場300*。
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10*。
オイルフィル ター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分 離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特 別管理産業廃 棄物を除く)	炭	(完全に消火されている可燃物) <b>臨海工場, 西部工場</b> 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm <b>東部工場</b> 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm		工場4トン
	燃え殻	(完全に消火されている不燃物)		埋立場 0.1トン
神具・仏具類	仏壇・神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理する こと	工場4トン
		不燃性のもの	原型をとどめないように処理する こと	埋立場4トン
シカゲル			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による。 搬入する施設との事前協議による。		埋立場 0.1トン
土砂・汚泥		搬入する施設との事前協議による	含水率70%以下	埋立場 10トン
	家庭から排出さ れる家庭菜園 等の土砂			埋立場 1トン

区分	N その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、 形体をとどめないようにすること。	埋立場2トン
非感染性医療 廃棄物 (医療機関等※ から排出された 非感染性の廃 棄物) 産業廃棄物は 搬入禁止	※医療機関等: 病院, 診療所, 衛生検査所, 介 護老人保健施 設, 助産所, 動 物の診療施設, 医学・歯学・薬 学・獣医学に係 る試験研究機 関	(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維 等)) 臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	原則, 禁忌品(紙質が古紙回収に 適さないもの)についてのみ受け 入れる。 管理責任者押印の非感染性証明 詳細リストを添付し搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業廃棄物協会 TEL 651-0171	-
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃 棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 TEL 711-4303	
おむつ(上記医 療機関等から排 出されたものを 除く)			プラスチック, 紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウ ム一次電池			ボタン型電池, 充電式電池・蓄電 池は搬入禁止	埋立場 0.1トン
犬・猫等動物 の死体		搬入可能施設は東部工場のみ  ※収集運搬を希望する場合 もしくは東部工場休業の場合は 下記へ連絡 井ノ口商会(TEL 671-3895)	畜産農業から排出される <u>獣畜, 鶏 等の死体は搬入不可</u> 可燃性の箱又は袋等に入れて搬 入すること ただし, 大型(1m以上)の場合及 び複数搬入の場合は, 東部工場 (TEL 691-2999)と事前協議をする こと	東部工場 のみ
自転車, リヤ カー, 一輪車 (乗用・荷運搬 用)のタイヤ	人造大理石浴 槽 人工大理石浴 槽	普通車等の車両用・原動機付き自転車・ 二輪車のタイヤ, 農耕用車両, 重機など のタイヤは搬入禁止(別表第4参照)	(金属製ホイールのついたもの)	資源化センター 0.3トン
		※自転車・一輪車及びリヤカー本体 は「F金属くず類」参照	(タイヤのみのもの) <u>金属製バルブ等は除去し資源化 センターへ搬入すること</u>	工場50 <sup>キ</sup> 。
浴槽(ガラス繊 維(グラスファイ バー), FRP 製)	人造大理石浴 槽 人工大理石浴 槽	2m以下×1.5m以下かつ2m <sup>3</sup> 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽((ホーロー・ステンレス製浴槽))は 「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン
活性炭			プラスチック, 紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場 4トン
使い捨てカイ ロ, かん付け カップ酒の容器 (使用済みのも の)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10 <sup>キ</sup> 。